

平成23年5月9日

京都府立京都すばる高等学校

教務部

暴風警報発令時の措置について

台風が近畿地方に接近した場合は次の内容を再確認してください。

- ア 午前7時現在、『暴風警報』が京都南部または、南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部の区域のいずれかに発令されている場合は生徒は自宅待機とする。
- イ 午前10時現在、『暴風警報』が引き続き発令されている場合は臨時休業（家庭学習）とする。
- ウ 午前10時現在、『暴風警報』が解除されている場合は、第5校時より授業を行う。
- エ 生徒が在校中、『暴風警報』が発令された場合は、状況判断のうえ措置する。
- オ 休日等に部活動・模擬テスト等が行われている場合も、上記ア～エに準ずる。
- カ 臨時休業又は欠講した場合は、できるだけ速やかに回復措置をとる。

平成23年5月9日

京都府立京都すばる高等学校

教務部

交通機関不通時について

ア 午前7時現在、NHK定時ニュースで、次のaからcの交通機関の全部または一部が不通の場合は、第2校時から授業を行う。

a 近鉄（地下鉄） b 京阪 c JR

イ 交通機関不通でやむを得ず遅刻又は欠席した生徒は、HR担任を通じて教務部まで届け、承認された場合は出席扱いとする。

その際に、『遅延証明書』を受け取ること。

ウ 欠講した時間は、できるだけ速やかに回復措置をとる。